

第十三回国会
衆議院

建設委員會
議錄第二十九号

昭和二十七年五月十日(土曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事 鈴木 仙八君 理事 前田榮之助君

渡利 三朗君 宇田 恒君

小 久雄君 内藤 隆君

西村 英一君 河口 陽一君

中島 茂喜君 福田 繁芳君

増田 連也君 池田 峯雄君

出席政府委員

特別調達庁長官 根道 廣吉君

總理府事務官 中村 文彦君

(特別調達庁事務部長)

委員外の出席者

建設事務官住宅課長 鬼丸 勝之君

住宅課長 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月七日

五箇地内新原沢川に砂防工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第二五六七号)

名田村地内の樋門復旧工事費国庫補助増額の請願(田淵光一君紹介)(第二五六八号)

土樽村地内アシビヨウシ谷に砂防工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第二五六九号)

東村地内三用川に砂防工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第二五七〇号)

土樽村地内魚野川に砂防工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第二五七一号)

長節、温根沼開運河開き、基礎調査に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第二六〇〇号)

県道飯田和田線改修工事施行の請願(今村忠助君紹介)(第二六〇四号)

道路法改正案中特別負担金の條項削除の請願(平野三郎君紹介)(第二六二四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

国道十一号線高岡、石動改修促進に関する陳情書(高岡市議會議長牧野貞次郎)(第一六九八号)

道路法の改正に関する陳情書(宮城県知事佐々木家壽治)(第一六九九号)

住宅金融公庫融資貸付住宅の賃貸料に関する陳情書(福岡県建設部長宮脇晴美)(第一七〇〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施等の実施に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一七八号)

宅地建物取引業法案(瀬戸山三男君外十一名提出、衆法第三一号)

○松本委員長 これより建設委員会を開会いたします。

本日の御案内した議題であります日本国との平和條約の効力の発生及び日

本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案、内閣提出第一七八号を議題といたします。前会に引続き質疑を続行いたします。池田峯雄君。

○池田(峯)委員 簡潔に質問します

が、この法律を出さなければならぬ第一番の原因はどこにあるのですか。

普通の国家公務員として扱つてどういふ不便があるのでしょうか、その点をお伺いしたい。

○中村(文)政府委員 お答えいたします

す。従来連合国軍労務者につきましては、國家公務員の特別職といたしまして扱つて参つたのでありますが、これにつきましては、いふ／＼と従来とも疑義があつたのでございます。と申しますのは、國家公務員という思想になりますと、御承知の通り国家行政事務に携わるといふふうな思想が基本をなしておるのでございますが、この労務者の携わります仕事は、御承知の通り連合軍の諸般にわたります労務でありまして、国の行政事務というふうなことは実は申しかねる次第であります。この点で従来とも意見がございました。

次にこれらの財政的な問題でございますが、昨年までは実は終戦処理費でまかなつておつたのでございますが、それが昨年の七月以降になりますと、ドルで処理いたしております分と、終戦処理費でまかないます分と二通りにわかれてきました。それが平和條約が発効いたしましたあとになりますと、全部ドルまかないで行くことに相なりま

すので、國費のせわになることがなくなつて参るのでございます。この辺から見ましても、切りかえるべきだといふふうな思想が実は出て参つております。

それからもう一つは、これは重大な問題でございますが、かりにそれらの問題は一步を譲りまして、公務員として扱うような思想をとりまして、従来は占領下でございまして、すでに休戦協定締結當時、日本政府は勞務提供の義務を負つております。従いまして連合軍司令官の司令第二号に基づきまして、日本政府は勞務の提供をしなければならぬという義務を國として負つておりました。それに基づきまして実は提供いたして参つたのでございますが、平和條約が発効いたしますと、さうなことは一切消えまして、單に行政協定に基づきます日米間の契約に基づいた措置として運ぶ。何らその間に國家的な制約といひますか、占領下にあるりましたような制約はなくなつておるといふことが一つの大きな事態でございます。いまして、かような事態に相なりまして、これらを考慮いたしまして、國家公務員特別職から今回これをはずしまして、民間企業と同じような地位にこれらの勞務者を置こうという考えを実は持つたわけでございます。

○池田(峯)委員 この法律によりまして、憲法に認められておる団体交渉権というふうなものが不当に制限される

ような結果になりやせぬか、こういうふうなことを憂えるものであります。が、この点についてお答えを願いたい。

○中村(文)政府委員 その点につきましては、労働省の方から御回答あるべきだと存じますが、本日御出席がございませんので、かわつてお答えいたしますが、先日の当委員会におきましてもお話がありましたように、労働關係法規は一応建前として、全面的の適用があるものだといふ解釈をとつておるようでございます。従いましてわれわれとしましては、さうに考えておりますので、それらの点については理論的には問題はないと考えております。ただ事實問題といたしまして、さうな御懸念の点は従来とも実はあつたのでございます。これらにつきましては、われ／＼としましてさうなことのないように十分に努力しなければならぬといふふうな考えております。

○池田(峯)委員 駐留軍の勞務者といひますけれども、実際に雇用しているものは國なのであります。國に雇用されておるのでありますからして、政府に對して団体交渉をするという權利は当然駐留軍勞務者は持たなければならぬ、また持たせざるべきだ、これは憲法で保障されておるところの労働者の權利でなければならぬ、ところが國家公務員ではないといふことになりますと、實際は雇用者は國なのだけれども、一体どこに持つて行つてこの交渉をしていかということがはなはだ明

らかでなくなつて来るのであります。その点がこの法律でどういふふうに明確化されているのか、そういう点をどういふふうにするにすればいいの、その点を伺いたい。

○中村(文)政府委員 ただいまの点お答えいたしますが、この点につきましては、従来とも日本政府が交渉の面には第一線の側面について参つておりました、今後その点は何かかわるところはないとわれ／＼考えております。

○池田(義)委員 そうすると、国家公務員でなくなつても、駐留軍労働者は調達庁に対して自分の権利や何かを主張することができ、団体交渉もできる、こういうふうな理解してさしつかえございませんか。

○中村(文)政府委員 さうでございます。

○池田(義)委員 ところが現実には、駐留軍労働者はその職場内において、労働組合の集会をやつたり、あるいは通知を出したり、こういうふうなことは、やつてはならぬというふうな駐留軍の方から嚴重な達しが出ている。こういう駐留軍労働者からの報告なんであり、この点はどうかというふうにお考えになつておりますか。

○中村(文)政府委員 お答えいたします。従来の連合国軍が使用したておる地域内におきまする集會、その他の問題につきましては、連合軍のそれの権限に基きましての何分の規制があるかと存するのであります。それから今後駐留軍が駐留したております地域内におきまする規制につきましては、さうな話は一応あることだとわれ／＼も考えなければならぬと考え

ております。

○池田(義)委員 その点は非常にあいまいになつております。現実には作業の指揮監督は軍がする、こういう立場から、作業の指揮監督という問題を拡張解釈いたしますと、おそらく労働者は憲法で保障されておる交渉権というふうなものを行使することがあつたか、不可能になるのではないかと、いふふうな考えられるわけであり、それに、今まで進駐軍の労働者であつたときは、労働組合をつくつたり、労働組合運動をすることが自由であつた。いろいろの拘束はされたりけれども、自由であつた。国家公務員としてそれの当然の権利を行使するといふことができた。ところが今度独立国になつたといふにつて、名前が駐留軍労働者といふふうにかつた。独立国になつたら今度は今まで持つていたいろいろの権利を剝奪されるような結果になる。たとえばこゝでいわれておる寒冷地手当であるとか、あるいは国家公務員共済組合法の適用であるとか、こういったようなことがなくなつて来る。占領下においてできたことを、独立国になつたらできなくなつて来る。占領下で享受した権利を、独立国になつたら剝奪される、こういうばかなことはないはずなんだ。憲法というものは、日本人すべてに適用するものである。日本人すべてがこの権利を行使することができるのである。従つてたといふ駐留軍の労働者であろうが、日本人である限り、この憲法の権利を行使することができなくてはならない、占領下において認められていたことが、今度は独立国になつたから認められなくなる、こういう

ことはなほだおかしいのではあるまいかというふうな考えられるわけであり、この点どういふふうにお考えになつておりますか。

○中村(文)政府委員 ただいま御指摘に相なりましたうち、国家公務員の共済組合法の適用の除外の問題でございますが、これは実は決して従来適用あつたものを今後ははずすというわけではございません。従来とも適用なかつたものでございまして、ただそれが、用語が実は連合国軍という用語でございまして、はずしておつたのでございまして、今度ははずすためにこういうふうなアメリカ軍との安全保障條約に基礎を置くところの労働者といふふうな言葉をかえただけのことでありまして、何ら適用がないといふことにはかわりはないのであります。それから地域手当その他の問題につきましては、国家公務員法が適用されておつたのでございまして、今度ははずすともにははずしません。しかしこれらの問題につきましては、附則の第二項にもあります通り、従来の例をそのままわれ／＼援用して一応はやつて行くといふ考えを保持しておりますので、何ら従来享受しておりました権利といふものは、利益については変更なり不利な扱いを受けるとはならないと思つておりますので、その点は御了解願ひたいと思ひます。

○池田(義)委員 そういたしますと、今度はこういう疑問が起つて来る。占領軍労働者から駐留軍労働者というふうな名前がかわつた、しかし實質的に何らかわらないのだ、占領軍といふ駐留軍といふ、いずれもこれは同じなんだ、そういう考え方がやはりこの附

則に出ておる。その附則で、連合国軍労働者といふものが今度は駐留軍労働者となつたのだといふけれども、しかしこれは当然連合国軍労働者から解雇されて、新たに駐留軍労働者に雇用されるべきものであるにもかかわらず、やはり退職手当等は駐留軍労働者となつてから退職する場合に退職手当をくられるのだ、こういうふうになつております。そうではなくて、もう連合国軍労働者は解雇されておるはずなんだから、そのときに退職手当を支給すべきで、そのときから新たに雇用すべきなんだありますが、そうではなくなつておる。こういうところに連合国軍といふ、あるいは駐留軍といふ、これはまた同じものであるといふことがはつきり現われているのではなからうか、こういうふうな考えられるわけであり、この点はいかがでありますか。

○中村(文)政府委員 この点につきましては、附則第三項は、連合国の労働者としての当時の退職金の考え方についてだけ考へたのでありまして、資格その他の條件につきましては、一切引續き同一の利益を享受するといふ思想を保持したのでございまして、従いまして、平和條約発効時までの退職金につきましては、手つかずに労働者の利益になつておる。と申しますのは、これはこまかいお話を申し上げなければならぬ、手当の制度と申しますのは、一般公務員の退職手当よりも相当有利な取扱ひをしておるのであります。従いまして、もしこれが完全に、円満に退職いたしました時期におきましては、相当多

額の退職金が出ますので、再び労働者が退職希望をするような向きも出て参つておる例もありますので、実は自分の意思でやめる場合におきましては、退職金は二分の一にするというふうな思想が取入れられております。それから、もし労働者の責任でやめざるを得ないような事態が起ります場合にございましては、退職金がふいになるというふうな思想も取入れられております。将来さうな事態を考えまして、引續いて今後とも勤務いたしますと、本人がもし自分の意思でやめるような場合になりますと、平和條約発効時までの退職金につきましては、やはり二分の一にされるおそれもあるわけであり、失なりいろいろの間違ひが起りまして退職金がふいになる場合におきましては、平和條約発効時までの退職金についてもやはり失わなければならないといふような事態が起つて参ります。さうな事態もいろいろ考え合せまして、平和條約発効時までの退職金につきましては、今日まで無事に働いてくれたものでありますので、せめてこれには手をつけないようにしたいといふのがわれ／＼の考え方であり、これは事業主の都合によりまして退職金としまして労働者にとりましては一番有利な計算をいたしまして、——これは将来いかにさうな事態が起りましようとも、たとえば自分の意思によつてやめる場合におきましても、あるいは何かの間違ひによつて退職金を失うような場合がありましても、この退職金については決して傷をつけるようなことはいない、これが第三項の根本思想でございまして、従いまして、それにつきま

しては、今話が出たようなくあいであ
ります。多少身分のかわつた時期の
退職金を支払うべきではないかとい
う思想も取入れてはおるのでありま
すが、さうな意味で、将来退職する場
合に、それだけの確保をしておこうと
いうのが第三項でありますので、お含
み願ひたいと存じます。

○池田(肇)委員 今までの答弁でわか
らない点を、もう一べん繰返して質問
したいと思ひます。第八條は「アメリ
カ合衆国軍隊のために勤務に服する者
で国が雇用するものは、国家公務員で
ない。」という勤務の立て方でありま
す。そうすると、アメリカ合衆国軍隊
のために勤務に服する者で、国が雇用
しないでも国家公務員というのがある
のですか。どうもこの勤務の立て方
はおかしいのです。普通の日本人の考
えでは、何とも理解のしようがないの
で繰返して質問をいたします。とに
かくアメリカ合衆国軍隊のために勤務
に服する者で、国が雇用するものは国
家公務員でない。そうすると、ほかに
アメリカ合衆国軍隊のために勤務に服
する者で国家公務員があることになる
のですか。

○中村(文)政府委員 第八條の規
定を入れるにつきましては、いろ／＼
といきざつがございまして、と申しま
すのは、ただいま御指摘がありました
ように、国家公務員法の問題にも関連
いたすのであります。第一項と、第
二項の「勤務者は、国家公務員法第二
條第六項に規定する勤務者」というの
とあわせて読んでいただきたいのであ
りまして、念のために一応ここでそう
ではないのだというふうに注意的にう
たつておるのでございます。これはま

さに御指摘の通りで、国家が雇用する
者で公務員であるものがあるのかとい
うお話も出るのでもございますが、これ
はほんとうに念のためここにうたつてお
いて誤解のないようにしたい、こうい
う気持ちでございまして。

○池田(肇)委員 国が雇用する者は国
が金を出すのですか。国が雇用する
という言葉の定義は、国が金を出すの
だということか。国が雇用するといふこ
となんですか。それともほかの意味が
あるのですか。雇用というのの厳密
な意味はどういうところにあるのです
か。

○中村(文)政府委員 これはお話の通
りで、国が金を出すのでございまして。
従ひまして、国が雇用主の立場に立つ
と考えられるわけでありまして。ただこ
の際、先ほども触れましたので申し上げ
ますが、国が金を払うと申しまして
も、これは全部ドルで償還されて参る
ものでございまして、国の予算を出す
ものではないと申す。一応特別調達
資金のトンネルを通すことになりま
すので、国費とは逆になります。ドルが円
にかつただけで、そのまま流れて行
くという姿をとるものでございまして。

○池田(肇)委員 この点をもう少し詳
しく説明していただきたい。このアメ
リカ合衆国軍隊のために勤務に服する
者の賃金は、全額ドルで日本の国庫に
入つて、それを日本の円に直して勤務
者に払うという意味でありますか。そ
こをもつと詳しく御説明願ひたい。
○中村(文)政府委員 ただいま御指摘
の通りでございまして、勤務者に支払
われる賃金一切は全部ドルで保証され
まして、それが円にかつて勤務者の手
にわたるといふことでございまして。

○池田(肇)委員 そういたしますと、
駐留軍勤務者の給与とかあるいはその
勤務条件というものは、やはりアメリ
カの予算、こういうものによつて非常
に左右されるという結果になるのでは
ないかというふうな考えられるわけ
であります。この点はどうかでありま
す。たとえば勤務者が国が雇用する
ものか。たとへば勤務者が国が雇用する
ものであるから国に対してこれだけ給
與を改善してもらいたいという要求を
出しても、アメリカの方からこれだけ
しかドルが出ないのだからだめだとい
つて、日本政府は断わるという手があ
る。またそうなるであらう。この点
はどうなるであらう。

○中村(文)政府委員 先ほど申し上げ
ました、ドルが入つて来てという問題
は、ちよつと訂正します。それは日本
政府が特別調達資金をもつて一応立て
かえ払いをしておきまして、払つたも
のについてドルで償還されるというこ
とでございまして、御了承願ひたい
と思ひます。
それからただいま御指摘の点につ
きましては、われ／＼といたしまして
は、あらかじめ先方と話を付けておき
まして、その方針のもとにいろ／＼な
規定その他を定めておりますので、規
定されてあります支出につきまして
は、金があるとかないとかというよう
なこと、とかく支払いが左右される
というこゝとはないはずでございませ
う。

○池田(肇)委員 その点をわれ／＼は
非常に重要だと思ひます。確かにめ
ておきたいと思ひます。すなわちた
といふあたりからドルで償還されるに
いたしまして、あるいは前もつてアメ
リカがドルの予算を組んで、その範囲
内で勤務者の給与を日本側にくれるに

たしまして、どちらにしても、アメ
リカとしては日本でアメリカ合衆国軍
隊のために勤務に服する者の賃金、こ
を何ドルというふうになんやんと予
定しているのではあるまいか、従つてこ
の予定のわく内において給与の水準の
引上げというふうなことを日本政府が
考慮して行く、こういうことになる
と、やはり駐留軍勤務者の給与とい
うもののわくは、アメリカによつてき
められて行く、アメリカのドル予算に
よつて制限されて行く、こういう結果
になるのではないか、この点をひとつ明
確にお答え願ひたい。これは将来
非常に問題になる重要な問題である
からであります。

○根道政府委員 ただいまの御疑問
もつとも点だと思ひます。またアメ
リカのドルの予算が足りないの、日
本政府として無制限に金がほしいとい
ふことは言えないのではないかと仰
せられますが、それはそのようなこと
に相なる場合がないと申し上げかね
ると私は思ひます。しかしながら、現
在までい／＼アメリカ側と折衝いたし
ております。日本の国内におきまし
て、国内の情勢上、勤務者にこの程
度のことをしてやらねばならぬと政府
として考えました場合は、これは十分
にアメリカ側と折衝いたしまして、こ
ちらの要求を達成して参ります。これ
は先ごろまでの占領下の事態におい
ても、そうでございまして。今後とも
国内の諸給与の関係、その他政府の雇
用下にあるいろいろな職種の人たち
の給与、そういうものとの均衡を考
へまして、勤務者のための給与のこ
とを、もちろん日本政府として、当然

アメリカ側として出すべきであるとい
うような給与に對しまして、アメリカ側
がこれを承服してくれぬというよう
な場合がもしありますれば、日本政府
がこれを承服しては、契約によりまして
いたしましては、契約によりまして、
アメリカにそういう勤務の提供の仕
事をしておるのでありますから、その仕
事は日本政府としてやめなければなら
ぬといふような事態にまで参るわ
けであります。しかし私はそこまで極
端には考えないでも済むと思ひます。
でや独立国と相なりました日本のこと
でありますので、この点は私は大丈
夫である、こういうふうな考へてお
ります。御安心願ひたいと思ひます。

○池田(肇)委員 御安心願ひたいとい
つても、調達局長官はトルーマン大
統領でもなんでもないのだから、これ
は安心できない。それで今後独立だとい
つても、どの程度国が自主権があるか
どうか、こういう点も行政協定とい
うようなものの中から見ればなほは
心たえないところである。そういう
ことになりまして、駐留軍勤務者とい
うものの勤務条件は、やはり直接的に
せよ間接的にせよ、その緩急の度合
いは論じないにしても、相当程度向
うのドル予算に左右されるを得ない、
こういうふうな考へられるわけであ
ります。そうであるならば、何もこ
こで「国が雇用するもの」といふや
うな言葉を入れないで、実際にアメ
リカ合衆国軍隊のために雇用される
者といふこと、けつこじやないか。
ドルで支払われるならば、何も国が
間に入らないでいいんじやないか。
国といふものは、ただドルでもら
つて、そうして円に直して勤務者に
払つてやる、これは

うだけである。とするならば、これは

アメリカ合衆国軍隊に使われる者として同じではないか、こういう議論が立つのでありますが、そこで問題になるのは、アメリカ合衆国軍隊のために、軍隊に直接使われるとすれば、アメリカ合衆国軍隊は、直接ドルで労働者に払わなければならない。しかしながら、国という間接機関をここに置きまして、あとで払うんだ、あとで払うんだといつて、実際には払わないで、日本の国の政府にたてかえ払いをやらせる、たてかえ払いをさせられて、あとでもらえるのだからもらえないのだから、わからないという結果が生ずるのではないか、この点を長官はどういうふうにお考えになりますか。

○根道政府委員 ただいま、御承知のように、日本政府とアメリカ政府との間におきまして契約があります。その契約におきまして、約束した内容通りの金は払われなければならぬのであります。その限度におきましては、全体的問題といつたしましては、何らあらためて交渉する必要はない。ただ現実問題といつたしまして、向うからの償還が多少遅れて来るというような場合がないとは限りません。そのためにこそ、調達資金というものを置きまして、これが時期的な調整をはかつておる、これが現状でございます。

○松本委員長 前田君の御質問がありますから、なるべく簡潔に願います。

○池田(兼)委員 長官でおわかりになるかどうかはしませんが、たとえば日本はアメリカに借金がある。その借金と相殺だといふようなことになる可能性が非常に多いのだけれども、この点あなたは調達庁長官として、どうい

ふうにお考えになつておるか、また大蔵省などと、その点について相談したことがあるか、聞いたことがあるかどうか、この点をお聞きしたい。

○根道政府委員 そういふことは、実は想像いたしておりません。また何があるからどうだといふようなことになりまして、労働調達に關する問題全体が基本的にゆらぐことになりまして、かりにアメリカが日本から取立てる勘定がありまして、相殺に相なるべき筋合いのものではないと存じております。

○池田(兼)委員 その点は特調長官は勘違いしておる。なぜならば、日本をドルをもつたとしても、そのドルを自由に日本の円に交換することはできない。どこかの銀行に持つて行つて、日本の円に直すということはできないはずだ。帳簿上の操作にとどまるのではないか。そうすれば、ドルについて借金がある、このドルの方でくずして払つたことにしておけということになるのではないか。

○根道政府委員 ただいまのアメリカ側の償還はそのとき々の計算によりまして、アメリカ側の小切手をもらいまして、これを日本銀行に振り込んでおるわけでありまして、必ずその計算は別に、独自に立てるわけでありまして、その場合に、たとえドルを円に換算いたします手数料のごときのもので含めてアメリカ側からもらつておる次第であります。

○前田(兼)委員 この法律を見ますと、日本の国内法のいろ／＼な法律とは、立法の仕方が違つていて、われわれにはびんと来ないところがあるわけですが、これはもちろん吉田

内閣が行政協定を無理にやつたというところから来た結果の法律であるので、いまだ私はこういう点についてどうこう申し上げませんが、今池田君からの質問の中にもありますが、アメリカ軍の「労働に服する者で国が雇うもの」は、国家公務員でない。しかしながら、この條件については「給與その他の勤務条件を考慮して、調達庁長官が定める」とあるのであります。が、こういうところについて、特別調達庁長官が定めるといつても、実際はアメリカのドルで、アメリカ予算の方でこれが左右されるということになります。今長官がお話になつたように、アメリカ側との話合いができておるといふことであります。それならば、現在の進駐軍労働者の人員、それからそれに対する雇用条件、こういうものはすでに明確に話合いができておるのかどうか。従つて現在雇用されておる人員が、たとえば失業するか、なにかいふことがあるのかどうか。

アメリカ側が直接予算を出すということになると、今までは日本の終戦処理費で支払われておる関係上、少々人員が多かろうがどうであらうが、アメリカ側の腹が痛まないのだからというように、なことで、人員も相当潤沢に取扱つておつたような傾向があるが、そういうようなことについて、労働者の首を切るといふようなことがありやせぬかと心配するのでありますが、人員や雇用条件等についてはどういふ話合いになつておるか、こういうことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○根道政府委員 先般申し上げましたように、日本政府とアメリカ政府との間におきましては、給與の方法その他につきまして、契約の附則にこまかい規定がございます。それはアメリカが現に承認しているところでございまして、それに従つて日本政府がアメリカ側の償還を受けるということになつております。もし事態がかわりまして、一般の賃金水準が上つて来るというやうな問題が起りましたときには、日本政府としてこれを上げるのが妥当なりと認めるならば、これを上げてもらふという措置をとることは当然であります。たとえば昨年の十月一日以降、一般公務員の給與が上りましたので、それに応じまして、これを同じく額を請求いたしまして、これを同じくさかのぼつて、十月一日より承認してもらつた次第であります。また同時に、一般職種別賃金等におきまして、一般公務員の賃金水準が上つたときと時を同じうして賃金が上つておりますので、その点についてもやはり同じく、職種別賃金の変更と同時に賃金の増額を請求し、これもまた十月一日にさかのぼつて実施するといふ承認を得て現在進んでおるわけでありまして、今後同じような事態が起りますれば、また同じく日本側としてこの請求をしなければならぬものと考えております。

○前田(兼)委員 公務員の給與ベースについて、昨年の十月ベース・アップをやつたわけでありまして、その点は終戦処理費の關係であつた、いわゆる占領下におけるところの交渉であつたので、日本政府が責任を持つべき建前がきつて濃厚であるために、これは問題ではないと思つておりますが、今後の問題について、たとえば人事院はすでに給與ベースの引上げについての

勧告をするように準備をいたしておるようでありまして、そういう際においても、日本の公務員でないからということ、これは全然別だ、こういうことになりまして、ばかを見るのは労働者だけであつて、そういうような場合において、日本の国内法の情勢に順応してやるといふ約束等ができておるか、どうか、将来において、日本の国内におけるところの労働関係の待遇等の改善が行われる場合においては、日本の国内の情勢に準じて行ふといふやうな契約なり、あるいは話合いができておるか、こういう点をひとつ御答弁願ひたいと思ふ。

○根道政府委員 ただいま前田委員の御質問中、いささか誤解があつたように思ひますが、昨年の七月以降アメリカと日本側の契約におきましては、連合軍に對する全体の二十三万のうちの、アメリカ側の關係でありますところの二十一万余に對しまして、金額アメリカ負担ということに相なつておるのであります。その時よりすでおるのではありません。従いまして、ただいまのやうな御懸念は、その面からはもう生じて来ない段階になつております。なお契約上将来の値上げ等についてどうなつておるかという問題であります。上げるときは上げるというやうなことはあつたてありませんが、変更を要するときにはお互ひにこれが要求をなすことを得る、こういうやうなことに相なつております。

○前田(兼)委員 これは本法と直接關連はないのでありますが、この前の行政協定に基づく土地等の法律についての御質問を申し上げたのでありますが、

アメリカ駐留軍についてはこの法律でやるといふにしても、今もつて英、露軍に対する日本の労働者その他の者の供給についての話合は、ついでにこないように思われるわけでもないが、日本の国内にあるところの英、露軍関係のいわゆる進駐軍労働者といふものは、今の情勢では、英、露軍は国連軍として当分残るような話が伝わつておるわけでもないが、こういう方面については、いままで何か特調との間に交渉等が進められておるかどうか。また日本国と露州あるいはイギリス等との間において、話がされつつあるのかどうか、そういう点について調達庁長官は何かお耳にされたことがあるかどうか、この際お聞きしておきたいと思ふのであります。

○根道政府委員 英、露軍関係の労働者の問題につきましては、ただいま日本政府と英、露軍との国連軍間におきまして、特に話合は進んでおりません。調達庁といたしましては、また国といたしましては、英、露軍の關係の従来労働者は、講和発効と同時に解職いたし、従ひまして、解雇手当ないしは退職手当の清算事務を目下取急いでおる最中でありま。

○池田(重)委員 国が雇用してありますけれども、しかし実際に駐留軍労働者の解雇をするという場合には、これはあくまでもアメリカの方の仕事の量とか、あるいはドル予算とか、そういうものによつて左右されて来ると、こういう結果になるのではあるまいか。たとえばこの基地作業がもう終つたから、この労働者はもういらぬ。従つてアメリカの方ではもう雇わない、いらぬということになれ

ば、国はこの労働者を解雇する、こういうことになつて来ると思ふのです。が、そうなりますと、非常にここに働く労働者の生活といふものは、不安定にならざるを得ない。いつ解雇されるかわからない、まつたく失業救済事業なんかから出ておる労働者と同じような立場になる、こういう結果を招来すると思ふのです。国が雇用するのであるから、英露軍ならば、アメリカの方の計画に左右されなくともいいのであつて、その労働者を今度は別の方の仕事に回して行くといふふうな、国が当然やるべきなだけども、そうじゃなく、アメリカの方の作業計画、あるいはアメリカの方のドル予算、こういうものにいつも従属せざるを得ない、従つて労働者の生活はきわめて不安定である、こういう結果はお認めになられると思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○根道政府委員 多少、その傾向ないとは申せません。しかしながら、現在の事態全般をながめまして、そう急にそういう大きな職場の変更は――まあ米駐留軍の關係だけを考へてみますと、それほど大きな不安を労働者に與えるという問題は起らないのではないかと予想いたしております。この点につきましては、過去の連合国軍要員として雇われておりました労働者が、常に不安を持つて、これをどうするのだというところは、われ／＼も年中聞いておるものであります。そういう点もありまして、もちろん労働者といひましては、その事情を十分承知の上で、勤務いたしておるものではあります。が、何分にも勤務の状態不確定である要素もあるのであります。従ひまし

て、そういうことを勘案いたしまして、退職時における退職手当等は普通一般の公務員とは違つた額を出して、比較的有利にしてもらつた。これだけでは将来の失職という問題を考へまして、万全とは申し上げかねることも、あたりまえではあります。が、そういうふうな仕組みをしておるわけでありま。御了承願ひます。

○池田(重)委員 今までの進駐軍労働者は、たとえば入門鑑札をなくしたとか、あるいは基地内作業で、ちよつと何か手落ちがあつたといふと、アメリカの兵隊が、お前はもうあしたから出頭しなくてもよろしい、こういうことが現に行われたわけでありま。が、今後やはりアメリカの方で扱う、間接的にはアメリカが雇用しているようなものでありますから、従つて基地内で何か手落ちがあつたといふような場合に、やはりアメリカの兵隊さんにお前はあしたから出ないでよろしい、帰れといふことで、日本の政府に何の話もなしに首切られるというやうなことが、現実には今までも行われて来たし、今後も行われるのではないかと、こういうふうな考へるのであります。が、調達庁としては、その点どういふふうなこの労働者の解雇の問題を取扱う方針であるか、これを伺ひます。

○中村(文)政府委員 ただいまの御質問につきましてもお答えいたします。従来多少そういう点につきましては、憂いなきにしもあらずであります。この点につきましても、われ／＼もさうな訴えがありました都度、よく申入れしまして、遺憾のないように取進め

て来たつもりでございます。今後もしやうな事態につきましても、できるだけきやうな先方限りのわがままの取扱ひのないように、十分に念を入れます。進めたいといふふうな考へております。

○鈴木委員代理 これにて本案に対します質疑は終了いたしました。

○鈴木委員代理 次に宅地建物取引業法案、瀬戸山三男君外十一名提出、衆法第三一三号を議題といたします。前に引続き質疑を続行いたします。池田君。

○池田(重)委員 前会に引続いて質問をしたいと思ひますが、この十六條の秘密を守る義務といふのは、業者側の陳情に見ても非常に問題なのであります。が、提案者はこの十六條をどうしてここに規定しなければならぬ、そういう不都合な点が、従来どういふ現象であつたのか、そういう点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。この十六條を削除しなければ、どういふ不都合を生ずるのかといふ点を御説明願ひたいと思ふのであります。

○浅利委員 この第十六條は、真に依頼者の一身上の秘密といふやうな問題でありまして、十六條をこらなくだされば、その業務上取扱つたことについて「云々、この規定してあるものであります。この陳情にいろいろ事例があげてあります。たとえばその内容は、他へ知れないように売つてくれ、家族の者に知れないように売つてくれとか、いふやうな程度のもので、こういうものは、常識的に判断しましても、別にこの法律に規定するやうな「正当な理由

がある場合でなければ」云々といふやうなことに當つていないと思ふのであります。ことに私のものだと云わずに売つてくれといふやうなものは、これは明らかに事実を曲げて知らすといふやうな場合でありますから、業者としてはそういうものは正しく取引をするといふことからは、自分が不正であるといふ場合においては、これは拒絶するのが建前であらうと思ひます。でありますから、ここに規定しておる秘密を守るというところは、取引上に関して相手方にそれを知らさなかつたために、非常な損害を與えるといふやうな場合は、本人の了解を得て、そのことは話す。それでなければ自分が不正を得ればできることとあります。正当な事由なしに告げたといふ場合だけを罰するのではありませんから、この陳情に列挙されたやうな例の場合は、あまり問題ないとは考へております。

○池田(重)委員 それは大体了承でございますが、しからばそれ以外に秘密を守る義務といふことを、罰則をつけてここに規定しなければならぬ大きな理由といふのは、どこにあるのであらうと、この点を御説明願ひたいと思ひます。たとえばお医者さんであるとか、あるいは弁護士であるとか、あるいは国の機密に關する官公吏であるとか、こういうものと違つて建物取引業者といふやうなものが、どういふ秘密を握るか、秘密を世間に言ひふらすことがどういふ被害を與える結果になるのか、それを言つたといふことが、この法律に規定される罰則を適用されるほど、それほど大きな被害を杜

会に與えるという様な秘密を、宅地建物取引業者というものが知り、またこれを知らせる、それほどの重要な秘密にタッチする業者であるのだから、か、こういう点が非常に疑問に思われますので、この点を質問いたしたいと思います。

○淺利委員 それは職務上という場合は、業態によつていろ／＼程度はありましようけれども、しかしこういう取引をする場合においても、自然これに關連して、いろ／＼の秘密が耳に入るといふことはあり得るのであります。そういう場合に、個人の秘密を尊重するということを何ら法律的に擁護しないといふことになりますと、そこに弊害が生ずるのであります。いやしくも人と人との間に介在している／＼の仕事をする場合に、その職業上知り得た秘密を、本人の不利が明らかであるにもかかわらず、損害を與えるといふことが明らかであるにもかかわらず、正当の理由なしにこれを暴露するといふことは、個人の秘密尊重の意味から申しましても、何らかの規制を設けておかなければならぬ、こういう趣旨から設けたのでありまして、お医者さんやその他の場合よりも、その真の保護すべき秘密の程度は少いかもしれませんが、しかし公に認めた職業である以上は、そういうことに對して何らかの規定をするといふことが適当であらう、こういう考へのもとに立法した次第であります。

○池田委員 その点が将来非常に問題になつて来るのではないか、そして宅地建物取引業者が、そのために警察などから不当な圧迫を受けるような結果になるのではないだろうかといふことを、私は心配するのであります。この陳情書にも、たとえばあのうちは伝染病があつた、首つりがあつたといふようなこと、これはそのうちの秘密であり、そのうちの社会的な信用を害するやうな秘密であります。そういう秘密を他に明かさないうで、秘密を秘密として売買すれば、不正な行為になる。不正な行為をしないために、実は伝染病があつたのだ、首つりがあつたのだと言ふやうなことになる。これは秘密を暴露したことになると同時に、みずからの商行為そのものが不可能になつてしまふ。こういうことで、この点は非常に微妙な關係を生じて来るのであります。従いまして、「正当な理由がある場合でなければ」という條件がついておきますけれども、これをもう少し緩和するとか、あるいはまたこの十六條全文を削除するとか、そういう御意思があるかどうか、この点を最後に承つておきたいと思ひます。秘密という点は非常に社会生活の微細な点にわたつて来る問題でありまして、従つて秘密を他に漏らしてはならないといふことが、警察などから不当な圧迫を業者がこうむるというやうなこともなり得るのでありますから、もう一ぺん所感を承つておきたいと思ひます。

○淺利委員 結局他人の秘密を尊重するといふことを重く考へるかどうかといふ問題であります。それでただいま御指摘になりましたやうな、あのうちには首つりがあつたとか何とかいうやうなことを、もしこれが相手方に対してことさらにこれを隠蔽するといふ場合においては、あるいは問題が生ずるかも知れませんが、しかしそういう場合に於いては、本人の了解を得なければならぬわけですね。しかしこれを売買の相手方以外の人に暴露したといふことになれば、もはやこれは正当の理由がなくなります。取引の過程において相手方に示したといふことになれば、正当の理由になりますけれども、相手方以外の人にこれを暴露したり、あるいは世間の人にこれを言ひふらすといふやうなことになるますと、そこには正当の理由がない、こういうことに解釈してしまふべきだと思ひます。

○池田委員 その他いろ／＼問題があります。非常に罰則が重いうやうであります。罰則を重くするといふのが今の立法の方針でもあるかもしれませんが、どうも重い罰則をつけるということは、実は好ましくない。現に宅地建物取引業者が一部不正なことをやつてゐるのは、これはしばしば／＼耳にするところでありまが、しかしこれは政府も認めてゐるやうに、根本的には、やはり住宅その他が入手難である。これを突き詰めて行くと、政府が住宅政策を誤まつてゐるから、こういうものが介在し、不正を働くといふやうなことになる。従つて住宅政策が當を得て行くなれば、自然に宅地建物取引業者が不正を働くといふやうなことは解消してしまふ、こういうふうには考へられるのでありますから、従つてこの罰則といふやうな点は――もちろん、悪いことをしたものに對して罰を食はせるといふことはいいことでありましようけれども、しかしそれが重きに失するといふことは、この法律の範圍内においてはあつてはそれだけで通るかも知れませんが、これが一つの例となりまして、宅地建物取引業者の不正でさえこれくらゐの罰則を適用してゐるのであるから、従つてその他の法律違反行為に對してはもつと重い罰則を適用してもよろしいといふやうなことになるのではなからうか。従つてこの罰則といふ点は、他の法律との均衡といふことを十分考慮してきめられなければならないのではないかと考へられるのであります。そうしてやはり罰則といふのはなるべく軽くしておいた方がよい。そうしてそういう不正その他が生ずる社会的根源を根絶するといふ方向に向ふのが政治の要諦なのでありますから、この点につきまして、立案者はこの罰則を修正する御意思がないかどうか、この点を伺つておきます。

○淺利委員 ただいま御指摘の住宅政策の根本問題については、まことに同感であります。今のやうな住宅不足の感であるからこそ、こういう不正業者が跋扈する、また住宅にあつておられる人々が、ややもすればその甘言に乗つてあざむかれるといふやうな事実があるものであります。それを撲滅するたぐにこういう規定を設けるのであります。この罰則の重い、軽いといふことは、そのときの社会情勢によつてきまるものと思ふのであります。ここに規定しておきますのも、たとえば登録をしない、もうぐりで仕事をするといふやうなものは、これは強く罰しましても、正当なる業者は何ら影響を受けないのであります。もしこういう罰が輕ければ、たくさんのもうけをするならば、一ぺんや二へん見つかつて罰を受けてもかまわぬ。今の米のやみ取引をする者が三へんに一へん、四へんに一へん檢査されても、その他の場合に利益を上げれば、そこで採算がとれるといふやうな事情でありますから、こういう場合においては、やはり社会情勢によつて罰則といふものは考へべきものと思ふのであります。現在の各法令における罰則といふものは非常に区々であります。これはいづれもその法律制定の當時の情勢に照して罰則の程度はきめておるのであります。でありますから、たとえば日本銀行の總裁が日本銀行法の四十八條によつて違反行為をした場合には、五千元以下の過料に処するといふやうな規定があります。これはずつと古い規定であつて、その當時の五千元といふものは相當効果があつたのであります。今日の経済事情から見れば、日本銀行の總裁が、五千元やそれらの過料をとられたい、何ら痛痒を感じない。罰則の本旨は、ただ名譽的にこれを律するだけである。この過料によつて何らの制裁にはならぬといふやうな今日の實情であります。しかしこれは過去の法律が今日までその罰則規定を現実に即す

るように改正しておらぬ、そのまゝになつておるのでありますから、各法律の罰則は、その制定の時期によつて非常に区々であります。今日の経済状態、貨幣価値の下つた現状におきましては、この程度の罰則でなければ制裁にはならぬ、こういう見地からこの規定は設けたのであります。しかしながら、これは最高限を規定しておりません。その罰に触れるところの人々の實際の行為の軽重なり、あるいは情状によつて適正な科刑が行われる、こういうことになるのであります。ただこの法律は一番新しく、現在の社会情勢、経済情勢の上からこの程度のものが適當である、こういうふうに考えたのであります。これは最近の法制局あたりの意見も、もし今後新しく制定する法律であるならば、この程度のものは普通であらうということの打合せもいたしておるのであります。むしろこの法律の罰則の重いということよりも、現在における各種罰則の是正というところが先決問題ではないかということまで考えられるのであります。

○鈴木委員長代理 次会は公報にて御通知をすることにして、本日はこの程度にて散会をいたします。

午後零時三十三分散会

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁